

社会福祉施設等施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者又は
感染した者が発生した場合の報告等について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

施設の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染症の**感染が疑われる者又は感染した者**が発生した場合の報告等については、厚生労働省の令和2年4月7日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染防止拡大のための留意点について（その2）」をより読みやすいように、当室で書き換えた「新型コロナウイルス感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応について」（令和2年4月30日付け岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長事務連絡）等にて、お示ししてきたところです。

新型コロナウイルス感染症については、本年9月26日から全数届出が見直され、保健所が受領する発生届の対象者は65歳以上の者や入院を要する者等に限定されました。この見直しにより、保健所では重症化リスクの高い者への対応を重点的に行うことが可能となる一方、例えば**社会福祉施設等の職員で届出対象外の方が感染した場合**、これを把握できず、施設への迅速な感染拡大防止対策等の指導が困難になることが懸念されます。

各施設等においてはこれまでも、新型コロナウイルス感染症の**感染が疑われる者又は感染した者**が発生した場合には、指定権者への速やかな報告をお願いしてきたところですが、上記の趣旨を踏まえ、次の対応を改めてお願いいたします。

記

- ① 職員又は利用者新型コロナウイルス感染症の**感染が疑われる者又は感染した者**が発生した場合、これまでどおり速やかに指定権者に報告すること。（県所管施設・事業所については、所管県民局健康福祉課あてに報告）
（報告のあった内容は、必要に応じて保健所等に情報提供を行います。事故報告書等の作成が困難な場合には電話等での報告も可能としておりますので、迅速な第一報をお願いいたします。）
- ② 各施設類型における感染対策の手引き等を御確認いただき、施設・事業所における感染対策の徹底に努めること。
・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koure)

isha/taisakumatome_13635.html)

- ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- ・「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き」
(http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf01.pdf)

【各県民局のお問合せ先】

○高齢者施設の場合

- ・備前県民局健康福祉部健康福祉課 事業者第一班
TEL:086-272-3915 FAX:086-272-0660
- ・備中県民局健康福祉部健康福祉課 事業者第一班
TEL:086-434-7054 FAX:086-427-5304
- ・美作県民局健康福祉部健康福祉課 事業者班
TEL:0868-23-1291 FAX:0868-23-2346

○障害者施設の場合

- ・備前県民局健康福祉部健康福祉課 事業者第二班
TEL:086-272-3995 FAX:086-272-0660
- ・備中県民局健康福祉部健康福祉課 事業者第二班
TEL:086-434-7064 FAX:086-427-5304
- ・美作県民局健康福祉部健康福祉課 事業者班
TEL:0868-23-1291 FAX:0868-23-2346

岡山県保健福祉部保健福祉課 指導監査室 担当：柳瀬 TEL:086-226-7917
--